

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成24年9月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.1	1,485,000	随意	1,485,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人のため公表しない	
鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.11	1,562,800	随意	1,562,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人のため公表しない	
債権管理システムへの督促履歴データ移行作業委託契約	H24.9.12	2,530,500	随意	2,632,476	96.12%	本件業務は債権管理システム及び業務管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	
被害者国選弁護関連業務管理システム税率等変更改修	H24.9.21	2,110,500	随意	2,713,500	77.77%	当該システムを開発した業者のみ追加開発ができるため	東京都台東区花川戸2-17-8 ハンビビル6階 株式会社インターアーク	
債権管理システムの供給及び構築並びに保守業務委託契約の変更契約	H24.9.24	4,165,392	随意	4,171,860	99.84%	本件業務は債権管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	変更前契約金額 119,723,184円 変更後契約金額 123,888,576円
熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.25	1,322,925	随意	1,322,925	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人のため公表しない	
静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.25	1,120,850	随意	1,120,850	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人のため公表しない	
仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H24.9.25	2,356,200	随意	2,356,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人のため公表しない	
業務管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H24.9.25	7,386,456	随意	7,386,779	99.99%	本件業務は業務管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	変更前契約金額 13,246,464円 変更後契約金額 20,632,920円
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.28	1,272,000	随意	1,272,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.28	1,132,800	随意	1,132,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
合 計		26,445,423						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることのできる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 外国で契約をする場合
 - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
 - (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
 - (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの